

大個審答申第 97 号
平成 29 年 6 月 23 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 24 年 5 月 23 日付け大天保生第 1206 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 24 年 2 月 10 日付け大天支第 1259 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）で開示しないこととした部分のうち、別表 2 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 24 年 1 月 6 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 20 年 1 月 1 日から現在までの生活保護ケース記録のすべて」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「平成 20 年 1 月 1 日から現在までの生活保護のケース記録」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、ケースワーカー及び天王寺区役所保健福祉課（生活保護グループ）の行った評価判定並びに所見に当たる部分（以下「本件非開示部分 A」という。）、法人の印影（以下「本件非開示部分 B」という。）、関係機関から収集した情報に関する部分（以下「本件非開示部分 C」という。）、医療機関から提出された意見書における傷病名、症状、今後の診療見込、稼働能力の程度に関する部分（以下「本件非開示部分 D」という。）、開示請求者以外の生活保護のケース記録に関する部分（以下「本件非開示部分 E」という。）並びに開示請求者の搜索及び証拠の収集等に関する部分（以下「本件非開示部分 F」という。）、本件非開示部分 A から本件非開示部分 F をあわせて「本件非開示部分」という。）を開示しない理由（以下「本件非開示理由」という。）を次のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 1 号に該当

(説明)

本件非開示部分Dについては、開示請求者の病状等を開示することが妥当とされるが、患者の精神状態、病状の進行状況等から、開示が病状の悪化をもたらすことが十分予見されると認められるため。

条例第 19 条第 2 号に該当

(説明)

本件非開示部分E及び本件非開示部分Fについては、ケース記録には開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、個人のプライバシーは、基本的人権として最大限尊重されるべきであるものと認められるため。

条例第 19 条第 3 号に該当

(説明)

本件非開示部分Bについては、法人の印影は事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、偽造等の危険性を考慮すると、その開示により当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書に該当しないため。

条例第 19 条第 4 号に該当

(説明)

本件非開示部分C及び本件非開示部分Dについては、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人または法人等から任意に提供された情報であって、当該個人または当該法人等における通例として開示しないこととされ、かつ同号ただし書に該当しないため。

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

本件非開示部分A、本件非開示部分C及び本件非開示部分Dについては、当該情報は、開示するとケースワーカー及び区役所保健福祉課に対し不信感を抱き、今後継続して指示、指導しなければならない被保護者の支援に支障を及ぼすおそれがあり、保健福祉課における事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、またこれからの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため。

条例第 19 条第 7 号に該当

(説明)

本件非開示部分Fについては、ケース記録には開示請求者に係る搜索及び証拠の収集等の情報が記されており開示することにより、参考人、情報提供者等が特定され、その結果、公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年4月23日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条第1号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定は、条例及び個人情報保護法に違反するものであり、直ちに取り消されるべきである。
- 2 本来、ケース記録とは個人情報が記載され原則的には全ての情報が開示されるはずであるのに、これほどまでに不開示とされるのは条例の趣旨に反するものである。このように、不開示部分が多いとなると、客観的には不開示事項に該当しない事項にもかかわらず、いたずらに不開示事項に該当するとの判断をもって申立人の個人情報の殆どを不開示としようとした疑いが否定できない。
- 3 処分行政庁は、たとえば、「開示するとケースワーカー及び区役所保健福祉課に対し不信感を抱き…」指導に従わなくなるという理由によりこれを不開示とした。「不信感を抱き」等は一方的・主観的な推測・評価であり、客観的公平が保たれていない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件非開示部分Aについて

職員が行った評価、判定及び所見を記載した部分については、担当者及び実施機関の判断に基づき、取捨選択したうえ、評価・所見を加えて要約し記載されており、率直な評価、所見等の記載は当事者の予想と異なる場合もあり得ることから、開示することによって誤解や不信感、感情的な反発を生じるおそれがあると認められ、当該事務の性質上、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにあたる。すなわち、当該情報は開示すると、今後継続して指示・指導しなければならない被保護者の支援に支障を及ぼし、将来の同種の事務の目的達成ができなくなるおそれがある。以上により、当該保有個人情報は条例第19条第6号ウに該当する情報である。

なお、条例第2条第6号にあるとおり、「本人」とは個人情報によって識別される特定の個人を言い、そのため第19条第6号ウにある「個人」とは本人を包含するものである。

2 本件非開示部分Bについて

法人の印影は事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、その開示による偽造等の危険性を防止するため、条例第 19 条第 3 号に該当する。

3 本件非開示部分 C について

関係機関とは、本人の日々の生活に関わるすべての関係機関であり、その中には関係機関と担当者及び実施機関の判断に基づき、評価・判定並びに所見に当たる部分も含まれる。

関係機関から収集した情報に関する部分については、実施機関の要請を受けて開示請求者以外の個人又は法人から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等において、通例として開示しないこととされているものに当たるため、条例第 19 条第 4 号に該当する情報である。

また、関係機関より提供された情報については、関係機関がどのような機関であるかを含め、全ての情報を開示しない条件のもと提供されたものであり、開示することにより関係機関における事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 6 号にも該当する。

4 本件非開示部分 D について

医療機関から提供された情報については、実施機関の要請を受け、通例開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報に該当するとともに、生活保護の実施のために実施機関の要請を受けて提供された情報であり、本人に開示することについてあらかじめ医療機関の承諾を得ておらず、条例第 19 条第 4 号に該当する。

5 本件非開示部分 E について

開示請求者以外の生活保護のケース記録に関する部分については、たとえ同一世帯であっても個人のプライバシーは、基本的人権として最大限尊重されるべきものであり、氏名・生年月日だけでなく発言内容に関しても発言した個人を識別する手がかりとなり得るものである。当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たることから、条例第 19 条第 2 号に該当する情報である。

6 本件非開示部分 F について

捜査及び証拠の収集等に関しての部分については、開示することにより参考人、情報提供者が特定され、その結果、公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められることから、条例第 19 条第 7 号に該当する情報である。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の前記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、平成20年1月1日から本件請求が行われた平成24年1月6日までに、実施機関が異議申立人について作成した生活保護のケース記録（以下「本件文書」という。）に記載された情報である。

実施機関によれば、生活保護のケース記録とは、生活保護制度においてケースワーカーその他生活保護に関する事務に携わる者が生活保護行政の目的に沿って生活保護の被保護者に対して適正かつ公正な保護を行い、生活保護の被保護者の自立を支援するために収集した情報の記録及び的確な保護の決定、実施をするための資料として作成されたものであり、本件文書は、ケースワーカー等が異議申立人に係る記録を記載したケース記録票のほか、その他の関係書類として、関係機関への照会・回答や異議申立人本人から提出のあった書類等から構成されるものである。

3 争点

実施機関は、本件請求について、本件非開示部分が、条例第19条第1号から第4号、第6号及び第7号に該当することを理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件非開示部分を開示することを求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非開示部分の条例第19条第1号から第4号、第6号及び第7号該当性である。

4 条例第19条第1号から第4号、第6号及び第7号の基本的な考え方について

(1) 条例第19条第1号について

条例第19条第1号は、開示請求者本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は、開示しないことができると規定している。

本人に対し、当該本人の保有個人情報を開示するため、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、その性質や本人の状況によっては、開示が必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、当該情報を非開示情報

としている。具体的には、カルテ等の開示により、本人の病状の悪化が十分予見される場合などが想定される。

(2) 条例第 19 条第 2 号本文及びただし書について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第 19 条第 3 号本文及びただし書について

条例第 19 条第 3 号本文は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）が保有する生産技術上又は販売上の情報であつて、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であつて、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第 19 条第 3 号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(4) 条例第 19 条第 4 号本文について

条例第 19 条第 4 号本文は、実施機関に情報を提供した個人又は法人等が、当該情報について非開示の取扱いとされることに対する正当な期待と信頼を保護するため、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

①「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から提供の依頼があった場合をいい、個人又は法人等の側から、自発的に提供した場合は含まれない。また、②「開示しないとの条件」とは、「第三者に提供しない」等の記載があるなど、明示のものに限られる。さらに、③「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、④「当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」とは、通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的かつ合理的な理由があるものであると解される。

(5) 条例第 19 条第 6 号について

条例第 19 条第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(6) 条例第 19 条第 7 号について

条例第 19 条第 7 号は、公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められる情報を非開示とすると規定している。

本市が保有する情報の中には、開示することにより、犯罪、違法行為、不正行為等を誘発・助長し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を脅かしたり、犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する活動を阻害したりするおそれが生じるものがあり、そのような事態を防止し、安全で平穏な市民生活を守るため、公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報を非開示とすることとしている。

5 ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報の条例第 19 条第 6 号該当性について

(1) 当審議会で本件文書を見分したところ、本件文書には、ケースワーカー等が、異議申立人、異議申立人以外の個人及び他のケースワーカー等と電話や面談により話した内容を、ケースワーカー等がケース記録票等に記載した情報であって、ケースワーカー等が異議申立人等に対する生活保護の実施に関し適正な判断を行うために、ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報（以下「生活保護情報」という。）が多数見受けられた。

ここで、実施機関に改めて確認したところ、生活保護制度においては、被保護者とケースワーカー等との良好な人間関係を構築した上で、被保護者の自立を支援し

ていくことが重要であり、そのため、ケースワーカー等は、ケースワークの援助技術として受容的な態度で指導を行う一方で、被保護者（世帯）の実情を明らかにし処遇方針や保護決定の根拠を示す必要があり、したがって、ケースワーカー等は、被保護者に対する評価等をケース記録票等に率直に記載するものである以上、当該記載は被保護者自身の所感と異なる場合もあり得ることから、生活保護情報を被保護者へ開示した場合、被保護者に無用の不信感や感情的な反発を生じさせることになり、事務の性質上、被保護者に対する支援のみならず、将来の生活保護事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから生活保護情報は条例第 19 条第 6 号に該当するとのことであった。

これに鑑みれば、生活保護情報は、確かにケースワーカー等が異議申立人等に対する生活保護の実施に関し適正な判断を行うために、異議申立人等に対する評価、判定及び所見を率直に記載しており、これを開示すると、異議申立人が実施機関に不信感を抱き、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、生活保護情報は、条例第 19 条第 6 号に該当する。

- (2) 当審議会において本件文書を見分した結果、生活保護情報に該当する情報は、別表 1 に掲げる文書に記載されていたが、これらの文書に記載された生活保護情報には、実施機関が条例第 19 条第 6 号該当性を主張していないものも含まれているものの、これらの文書に記載された生活保護情報については、前記(1)で述べたとおり、当審議会として条例第 19 条第 6 号に該当すると判断する。

なお、実施機関は、別表 1 に掲げる文書に記載された生活保護情報の一部について第 19 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号該当性を主張しているが、生活保護情報の開示の可否に係る当審議会の判断は前記のとおりであるから、当該部分の第 19 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号該当性については、判断しない。

その上で、本件非開示部分のうち生活保護情報を除く部分の非開示事由該当性についてのみ以下検討する。

6 本件非開示部分のうち生活保護情報を除く部分の分類及び非開示とした理由の整理について

実施機関は、本件非開示部分について、概ね本件文書の頁単位で示しているのみであって、どの部分が条例第 19 条各号のいずれに該当するのかについて、必ずしも具体的に示していない。そのため、当審議会が実施機関へ改めて確認し、その結果を踏まえ、本件非開示部分のうち生活保護情報を除く部分の分類（以下「分類」という。）について、当審議会において別表 1 のとおり整理した。

7 本件非開示部分 E の条例第 19 条第 2 号該当性について

(1) 本件非開示部分 E を含む分類について

実施機関は、本件非開示部分 E の条例第 19 条第 2 号該当性を主張している。

ここで、本件非開示部分 E を含む分類は、別表 1 のとおり分類 5 [E]、分類 8 [A・E]、分類 10 [B・D・E]、分類 11 [B・E] 及び分類 12 [D・E] である。

これらの情報の条例第 19 条第 2 号該当性について以下検討する。

(2) 分類 5 [E] の情報の条例第 19 条第 2 号該当性について

ア 分類 5 [E] の情報の分類について

当審議会において、分類 5 [E] の情報を見分したところ、当該情報は、別表 1 のとおり異議申立人以外の個人に関する情報(以下「本件情報 E-1」という。)及び医療機関等に関する情報(以下「本件情報 E-2」という。)に分類できた。

イ 本件情報 E-1 について

本件情報 E-1 は、異議申立人以外の個人の傷病名やその程度、病状・就労状況及び保護決定等に係る情報並びに医療機関等の職員の氏名であり、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。

次に、当該情報の条例第 19 条第 2 号ただし書該当性を検討すると、当該情報のうち、異議申立人にとっては既に明らかであると認められる情報があり、この部分については、同号ただし書アに該当するが、これを除く部分については、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

ウ 本件情報 E-2 について

本件情報 E-2 は、医療機関の所在地・電話番号・ファクシミリ番号、医療機関の代表者氏名及び医療機関等の金融機関の口座情報を記載したものである。

実施機関は、当該情報が条例第 19 条第 2 号に該当すると主張しているが、当該情報は、その性質上、同号に該当しないことは明らかであり、本来同条第 3 号該当性を検討すべきものであったと認められる。

ここで、当該情報のうち、医療機関等の金融機関の口座番号は、法人に関する情報であって、これを開示することにより、不正に利用されるおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 3 号に該当する。

しかしながら、医療機関等の金融機関の口座番号を除く当該情報は、これを異議申立人に開示したとしても医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第 19 条第 3 号にも該当しない。

(3) 分類 8 [A・E] の情報の条例第 19 条第 2 号該当性について

当審議会において、分類 8 [A・E] の情報を見分したところ、当該情報は、別表 1 のとおり、ケース記録票に記載された医療機関等の職員の氏名であって、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、実施機関は、当該情報の条例第 19 条第 6 号該当性を主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は前記のとおりであるから、当該情報の条例第 19 条第 6 号該当性については、判断しない。

(4) 分類 10 [B・D・E] の情報の条例第 19 条第 2 号該当性について

当審議会において、分類 10 [B・D・E] の情報を見分したところ、当該情報は、別表 1 のとおり、異議申立人以外の個人に係る医療要否意見書に記載された異議申立人以外の個人の傷病名、主要症状及び今後の診療見込、症状からみた稼働能力の程度に関する情報並びに担当医師の個人印の印影であり、明らかに条例第 19 条第

2号本文に該当し、かつ、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、実施機関は、当該情報の条例第19条第1号、第3号、第4号及び第6号該当性を主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は前記のとおりであるから、当該情報の条例第19条第1号、第3号、第4号及び第6号該当性については、判断しない。

(5) 分類11〔B・E〕の情報の条例第19条第2号該当性について

当審議会において、分類11〔B・E〕の情報を見分したところ、当該情報は、別表1のとおり、異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第19条第2号本文に該当する。

次に、当該情報の条例第19条第2号ただし書該当性を検討すると、当該情報のうち、台紙に貼付された領収書に押印された割印の印影については、実施機関の職員がその職務を遂行するにあたって押印した実施機関の職員の印影であることから、同号ただし書アに該当するものの、当該情報のうち実施機関の職員の印影を除く部分については、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

また、実施機関は、当該情報の条例第19条第3号該当性を主張しているが、当該情報のうち実施機関の職員の印影は、明らかに同号に該当しない。

なお、実施機関は、当該情報の条例第19条第3号該当性を主張しているが、当該情報のうち実施機関の職員の印影を除く部分の開示の可否に係る当審議会の判断は前記のとおりであるから、当該情報のうち実施機関の職員の印影を除く部分の同号該当性については、判断しない。

(6) 分類12〔D・E〕の情報の条例第19条第2号該当性について

当審議会において、分類12〔D・E〕の情報を見分したところ、当該情報は、別表1のとおり、医療扶助決定調書（開始）に記載された異議申立人以外の個人の傷病名であり、明らかに条例第19条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、実施機関は、当該情報の条例第19条第1号、第4号及び第6号該当性を主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は前記のとおりであるから、当該情報の条例第19条第1号、第4号及び第6号該当性については、判断しない。

8 本件非開示部分Fの条例第19条第2号及び第7号該当性について

(1) 本件非開示部分Fを含む分類について

実施機関は、本件非開示部分Fの条例第19条第2号及び第7号該当性を主張しているが、実施機関は、本件決定において本件非開示部分Fの条例第19条第2号及び第7号該当性について、前記第2の2のとおり述べるに留まり、本件非開示部分Fの条例第19条第2号該当性に関し、前記第4のとおり何らの主張をせず、条例第19条第7号該当性については、前記第4の6のとおり主張しているのみである。

ここで、本件非開示部分Fを含む分類は、別表1のとおり分類6〔F〕のみである。

(2) 分類6〔F〕の情報の条例第19条第7号該当性について

当審議会において、分類6〔F〕の情報を見分したところ、当該情報は、別表1のとおり、捜査機関がその捜査権限に基づき実施機関に対して行った捜査に関する事項についての照会に対して、実施機関が当該捜査機関に対して回答した内容を記載した情報であった。

一般に、このような捜査に関する情報を開示すれば、当該捜査機関の証拠の収集、保全等の活動に影響し、犯罪の捜査を行うに当たって支障が生じるものと認められるところ、当該支障が生じる可能性を実施機関において明確な根拠により否定できない限り、このような捜査に関する情報は、条例第19条第7号に該当するものと言わざるを得ず、当該情報は、条例第19条第7号に該当する。

なお、実施機関は、当該情報の条例第19条第2号該当性を主張しているが、当該情報の開示の可否に係る当審議会の判断は前記のとおりであるから、当該情報の条例第19条2号該当性については、判断しない。

9 本件非開示部分Bの条例第19条第3号該当性について

(1) 本件非開示部分Bを含む分類について

実施機関は、本件非開示部分Bの条例第19条第3号該当性を主張している。

ここで、本件非開示部分Bを含む分類のうち、なお検討を要するものは、別表1のとおり分類2〔B〕及び分類9〔B・D〕である。

これらの情報の条例第19条第3号該当性について以下検討する。

(2) 分類2〔B〕及び分類9〔B・D〕の情報の条例第19条第3号該当性について

ア 分類2〔B〕及び分類9〔B・D〕の情報の分類について

当審議会において、分類2〔B〕及び分類9〔B・D〕の情報を見分したところ、当該情報は、別表1のとおり、当該情報のうち医療機関の代表者や事業を営む個人などの法人等の印影（以下「本件情報B－1」という。）、当該情報のうち担当医師（主治医）や医療機関職員の個人の印影（以下「本件情報B－2」という。）、分類2〔B〕の情報のうち医療機関の所在地・電話番号・ファクシミリ番号・代表者の氏名及び株式会社の指定口座の種別（以下「本件情報B－3」という。）並びに分類9〔B・D〕の情報のうち異議申立人に対する診療結果に基づく医師の見解、意見等（以下「本件情報B－4」という。）に分類できた。

実施機関は、本件非開示部分Bの条例第19条第3号該当性を主張するものの、前記第4の2のとおり、専ら法人等の印影に限定して主張しており、本件情報B－2から本件情報B－4の条例第19条第3号該当性については、何らの具体的な主張をしていない。

イ 本件情報B－1について

本件情報B－1は、医療機関の代表者や事業を営む個人などの法人等の印影であることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、一般に法人等の印影については、事業活動を行う上での内部管理に属する

事項であり、開示することにより偽造、悪用されるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、印影を公開すると、偽造等のおそれが否定できず、条例第 19 条第 3 号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

ウ 本件情報 B-2 について

本件情報 B-2 は、担当医師（主治医）や医療機関職員の個人の印影であり、条例第 19 条第 3 号本文に規定する「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」にそもそも該当しないものの、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。

ここで、看護サマリーには、これを医療機関が実施機関へ提出することを異議申立人が同意する旨の署名があることから、異議申立人は、看護サマリーの内容のすべてを確認した上で署名していたものと認められ、当該情報のうち、看護サマリーに押印された医療機関職員の個人の印影は、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する。

しかしながら、当該情報のうち、回答書、医療要否意見書及び精神疾患入院要否意見書に記載された担当医師（主治医）の個人の印影は、その性質上、条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

エ 本件情報 B-3 について

本件情報 B-3 は、医療機関の所在地・電話番号・ファクシミリ番号・代表者の氏名及び株式会社の指定口座の種別であり、これらを異議申立人に開示したとしても、当該医療機関及び株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、当該情報は、条例第 19 条第 3 号に該当しない。

オ 本件情報 B-4 について

本件情報 B-4 は、異議申立人に対する診療結果に基づく医師の見解、意見等であって、そもそも、患者のカルテ等診療結果に係る情報については、患者が当該医療機関へ請求すれば、通常、患者に対して開示されるものであるから、当該情報を異議申立人に開示したとしても、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、当該情報は、条例第 19 条第 3 号に該当しない。

10 本件非開示部分 D の条例第 19 条第 6 号該当性について

実施機関は、本件非開示部分 D の条例第 19 条第 6 号該当性を主張しているが、実施機関は、本件決定において本件非開示部分 D の条例第 19 条第 6 号該当性について、前記第 2 の 2 のとおり述べるに留まり、本件非開示部分 D の条例第 19 条第 6 号該当性について前記第 4 のとおり何らの主張をしていない。

ここで、本件非開示部分 D を含む分類のうち、なお検討を要するものは、別表 1 のとおり分類 4 [D]、分類 7 [A・D] 及び分類 9 [B・D]（ただし、本件情報 B-4 に限る。）であり、その情報の内容は、別表 1 のとおり、異議申立人に係る病名、病状、今後の診療見込及び稼働能力の程度など、いずれも異議申立人に対する診療結果

に基づく医師としての見解、意見等である。

そもそも、患者のカルテ等診療結果に係る情報については、患者が当該医療機関へ請求すれば、通常、患者に対して開示されるものであるから、当該情報を異議申立人に開示したとしても、異議申立人が実施機関に不信感を抱き、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるとは認められず、当該情報は、条例第19条第6号に該当しない。

11 本件非開示部分A及び本件非開示部分Cの条例第19条第6号該当性について

(1) 本件非開示部分A又は本件非開示部分Cを含む分類について

実施機関は、本件非開示部分A及び本件非開示部分Cの条例第19条第6号該当性を主張している。

ここで、本件非開示部分A又は本件非開示部分Cを含む分類のうち、なお検討を要するものは、別表1のとおり分類1〔A〕及び分類3〔C〕である。

これらの情報の条例第19条第6号該当性について以下検討する。

(2) 分類1〔A〕の情報の条例第19条第6号該当性について

実施機関は、本件非開示部分Aの条例第19条第6号該当性について、前記第4の1のとおり、主張している。

当審議会において、分類1〔A〕の情報を見分したところ、当該情報は、別表1のとおり、異議申立人の現在の病状など、異議申立人にとっては既に明らかな情報であり、当該情報を異議申立人に開示したとしても、異議申立人が実施機関に不信感を抱き、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるとは認められず、当該情報は、条例第19条第6号に該当しない。

(3) 分類3〔C〕の情報の条例第19条第6号該当性について

実施機関は、前記第4の3のとおり、本件非開示部分Cの条例第19条第6号該当性について、本件非開示部分Cは関係機関から収集した情報に関する部分であり、このうち、関係機関より提供された情報については、すべての情報を開示しない条件の下、提供されたものであるから、これを開示すると、関係機関における事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第19条第6号に該当すると主張している。

ここで、条例第19条第6号は、「本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」について規定しているが、当審議会において分類3〔C〕の情報を見分したところ、当該情報に関わる医療機関等は「本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」には該当せず、当該情報は、明らかに条例第19条第6号に該当しない。

12 本件非開示部分Dの条例第19条第1号該当性について

実施機関は、本件非開示部分Dの条例第19条第1号該当性を主張しているが、実施機関は、本件決定において条例第19条第1号該当性について、前記第2の2のとおり述べるに留まり、本件非開示部分Dの条例第19条第1号該当性について、前記第4の

とおり何らの主張をしていない。

ここで、本件非開示部分Dを含む分類のうち、なお検討を要するものは、別表1のとおり分類4 [D]、分類7 [A・D] 及び分類9 [B・D] (ただし、本件情報B－4に限る。) であり、その情報の内容は、別表1のとおり、異議申立人に係る病名、病状、今後の診療見込及び稼働能力の程度など、いずれも異議申立人に対する診療結果に基づく医師としての見解、意見等である。

そもそも、患者のカルテ等診療結果に係る情報については、患者が当該医療機関へ請求すれば、通常、患者に対して開示されるものであり、また、当該情報に含まれる「病名」及び「傷病名」等は、その病気の性質上、開示することにより、本人の病状の悪化をもたらすことが予見されるようなものであるとは認められず、当該情報は、条例第19条第1号に該当しない。

13 本件非開示部分C及び本件非開示部分Dの条例第19条第4号該当性について

実施機関は、本件非開示部分C及び本件非開示部分Dの条例第19条第4号該当性を主張している。

ここで、本件非開示部分C又はDを含む分類のうち、なお検討を要するものは、別表1のとおり分類3 [C]、分類4 [D]、分類7 [A・D] 及び分類9 [B・D] (ただし、本件情報B－4に限る。) である。

条例第19条第4号にいう「当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているもの」とは、前記4(4)のとおり、通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的かつ合理的な理由があるものであると解されるが、当審議会において、当該情報を見分したところ、その情報の内容は、分類3 [C] の情報については、別表1のとおり、医師への敬意を表す宛名書き、異議申立人に係る検査項目、測定値、単位・基準値、並びに担当医師(主治医)による病名・病歴概略、診断名及び今後の方針の記載であり、また、分類4 [D]、分類7 [A・D] 及び本件情報B－4については、別表1のとおり、異議申立人に係る病名、病状、今後の診療見込及び稼働能力の程度など、いずれも異議申立人に対する診療結果に基づく医師としての見解、意見等であって、患者のカルテ等診療結果に係る情報と同等若しくはそれに類するものであることが認められた。

そもそも患者のカルテ等診療結果に係る情報については、患者が当該医療機関へ請求すれば、通常、患者に対して開示されるものであるから、当該情報が、通常の慣行に照らして、開示しないことに客観的かつ合理的な理由があるものとは認められず、当該情報は、条例第19条第4号に該当しない。

14 その他

当審議会が本件異議申立ての審議を進めるに当たり、実施機関へ改めて確認を行ったところ、実施機関は、本件決定に係る部分開示決定通知書の「開示しないこととした部分」欄及び「前記の部分を開示しない理由」欄の記載とは異なる主張をする一方、明らかに非開示とすべき情報について何ら非開示理由を主張しないなどといった状況

があり、前記6に記載のとおり、当審議会において本件非開示部分の分類及び非開示とした理由の整理を改めて行わざるを得なかったものである。

また、当審議会において本件情報を見分したところ、同等の情報が、開示とされている場合と非開示とされている場合とがあり、実施機関の開示・非開示の判断は、必ずしも一貫性があるものではなかった。

このような実施機関の対応は、個人情報の開示等を請求する権利を尊重し、条例第19条各号に該当しない限り原則開示とする趣旨等に基づいて条例全体を解釈し、運用しなければならない旨を規定する条例第3条第2項にもとることにもなりかねない。

以上を踏まえ、当審議会としては、実施機関に対し、次のとおり今後十分に留意することを要請する。

記

条例は、何人に対しても、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障していることを、再度十分に認識し、保有個人情報の開示請求に係る開示・非開示の判断に当たっては、より慎重な検討を経たうえで、非開示情報として規定している同条各号の要件に合致する情報のみを、明確な根拠をもって非開示とすること。

15 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子、委員 玉田裕子、委員 豊永泰雄、委員 久末弥生、委員 村田尚紀

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会 の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
援助方針検討票	ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報	条例第19条第6号	生活保護情報		非開示 が妥当	第5の5（条例第19条第6号該当）
ケース記録票	ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報	条例第19条第2号、 第4号、第6号、第 7号	生活保護情報		非開示 が妥当	第5の5（条例第19条第6号該当）
ケース診断会議（兼三者会 議）記録票	ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報	条例第19条第6号	生活保護情報		非開示 が妥当	第5の5（条例第19条第6号該当）
処遇方針検討票	ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報	条例第19条第6号	生活保護情報		非開示 が妥当	第5の5（条例第19条第6号該当）
紹介状	ケースワーカー等が異議申立人等に対して行った評価、判定及び所見を率直に記載した情報	条例第19条第4号、 第6号	生活保護情報		非開示 が妥当	第5の5（条例第19条第6号該当）
ケース記録票	異議申立人の入院先・転院先及び外泊許可終了時間	条例第19条第6号	分類1 [A]		開示 すべき	第5の11(2)（条例第19条第6号非該当）
病状・就労状況表	異議申立人の「前年度からの変化」及び「現在の病状」	条例第19条第6号	分類1 [A]		開示 すべき	第5の11(2)（条例第19条第6号非該当）
給付要否意見書（所要経費 概算見積書）	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 [B]	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
診察料・検査料請求書	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 [B]	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
診療状況について（回答）	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 [B]	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会 の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
精神疾患入院要否意見書	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
治療材料、生活保護費請求書、請求書	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
福祉用具販売・住宅改修にかかる請求書、受領委任依頼書	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
眼鏡処方箋	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
領収書	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
回答書	担当医師（主治医）の個人の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－2	非開示 が妥当	第5の9(2)ウ（条例第19条第2号該当）
看護サマリー	医療機関職員の個人の印影	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－2	開示 すべき	第5の9(2)ウ（条例第19条第3号非該当、同条第2号ただし書ア該当）
給付要否意見書（所要経費概算見積書）	医療機関の所在地及び代表者氏名	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－3	開示 すべき	第5の9(2)エ（条例第19条第3号非該当）
診療状況について（回答）	医療機関の所在地・電話番号・ファクシミリ番号及び代表者氏名	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－3	開示 すべき	第5の9(2)エ（条例第19条第3号非該当）
福祉用具販売・住宅改修にかかる請求書	株式会社の指定口座の種別	条例第19条第3号	分類2 〔B〕	本件情報B－3	開示 すべき	第5の9(2)エ（条例第19条第3号非該当）

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会 の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
回答書	異議申立人に係る「診断名及び今後の方針」	条例第19条第4号、 第6号	分類3 〔C〕		開示 すべき	第5の11(3)（条例第19条第6号非該当）、第5 の13（同条第4号非該当）
患者紹介状	異議申立人の「病名」及び「病歴概略」	条例第19条第4号、 第6号	分類3 〔C〕		開示 すべき	第5の11(3)（条例第19条第6号非該当）、第5 の13（同条第4号非該当）
検査結果表	異議申立人の「検査項目」、「測定値」及び「単位 基準値」	条例第19条第4号、 第6号	分類3 〔C〕		開示 すべき	第5の11(3)（条例第19条第6号非該当）、第5 の13（同条第4号非該当）
紹介状	医師への敬意を表す宛名書き	条例第19条第4号、 第6号	分類3 〔C〕		開示 すべき	第5の11(3)（条例第19条第6号非該当）、第5 の13（同条第4号非該当）
診療状況について（回答）	異議申立人の「病名」、「病状等の参考事項」及び「労働できる 範囲」	条例第19条第1号、 第4号、第6号	分類4 〔D〕		開示 すべき	第5の10（条例第19条第6号非該当）、第5の12 （同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非 該当）
精神疾患入院要否意見書	異議申立人の「現在の入院形態」、「当院入院年月日（入院形 態）」、「病名」及び「生活歴及び現病歴」	条例第19条第1号、 第4号、第6号	分類4 〔D〕		開示 すべき	第5の10（条例第19条第6号非該当）、第5の12 （同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非 該当）
ケース記録票	異議申立人及び異議申立人以外の個人の氏名、並びに異議申立人 の病名	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既 に明らかである情報	開示 すべき	第5の7(2)イ（条例第19条第2号ただし書ア該 当）
ケース記録票	「記事」欄の14行目16文字目から22文字目までに記載されている 情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既 に明らかである情報	開示 すべき	第5の7(2)イ（条例第19条第2号ただし書ア該 当）
ケース診断会議（兼三者会 議）記録票	異議申立人以外の個人の氏名、年齢及び異議申立人との続柄	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既 に明らかである情報	開示 すべき	第5の7(2)イ（条例第19条第2号ただし書ア該 当）
医療扶助決定調書（開始）	異議申立人以外の個人の傷病名	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既 に明らかである情報を 除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会 の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
移送費支給申請書	異議申立人以外の個人の移送に係る「行先」、「交通費」及び「必要とする理由（目的、用件）」	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
医療扶助決定調書（廃止）	異議申立人以外の個人の傷病名	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
介護扶助決定調書（変更）	異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
介護扶助決定調書（継続）	異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
給付可否意見書（所要経費概算見積書）	異議申立人以外の個人の「傷病名」及び「傷病の程度及び給付を必要とする理由」	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
生活保護費徴収金等収入決議簿	異議申立人以外の個人の生活保護費徴収金等に関する情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
福祉用具購入費給付券	異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
ケース記録票	異議申立人以外の個人の氏名、異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報、異議申立人以外の個人の病名	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
診察料・検査料請求書	異議申立人以外の個人に係る「診察料」及び「検査名」	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
病状・就労状況表	異議申立人以外の個人の「前年度からの変化」及び「現在の病状」	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会 の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
福祉用具販売・住宅改修にかかる請求書	異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
保護決定調書（一時扶助用）	異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報を除く情報	非開示 が妥当	第5の7(2)イ（条例第19条第2号該当）
診察料・検査料請求書	医療機関等の金融機関の口座番号	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号	非開示 が妥当	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号該当）
請求書	医療機関等の金融機関の口座番号	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号	非開示 が妥当	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号該当）
生活保護費請求書	医療機関等の金融機関の口座番号	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号	非開示 が妥当	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号該当）
診察料・検査料請求書	医療機関の所在地、電話番号・ファクシミリ番号、医療機関の金融機関の名称、支店名称、預金種別及び口座名義	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号非該当）
請求書	医療機関等の金融機関の名称、支店名称、預金種別及び口座名義	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号非該当）
FAX送付状	医療機関の所在地及び電話番号・ファクシミリ番号	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号非該当）
給付可否意見書（所要経費概算見積書）	医療機関の代表者氏名	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号非該当）
診療状況について（照会）	医療機関の所在地	条例第19条第2号	分類5 〔E〕	本件情報E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条第3号非該当）

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
生活保護費請求書	医療機関等の金融機関の名称、支店名称、預金種別及び口座名義	条例第19条第2号	分類5 [E]	本件情報E－2 医療機関等の金融機関 の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条 第3号非該当）
入・退院報告書	医療機関の所在地及び代表者氏名	条例第19条第2号	分類5 [E]	本件情報E－2 医療機関等の金融機関 の口座番号を除く	開示 すべき	第5の7(2)ウ（条例第19条第2号非該当、同条 第3号非該当）
捜査機関からの捜査に関する事項の照会に対する回答文書	捜査機関に対する回答内容	条例第19条第2号、 7号	分類6 [F]		非開示 が妥当	第5の8(2)（条例第19条第7号該当）
医療扶助決定調書（開始）	異議申立人に係る「指定医療機関名」、「医療種別」、「病類」及び「傷病名」	条例第19条第1号、 第4号、第6号	分類7 [A・D]		開示 すべき	第5の10（条例第19条第6号非該当）、第5の12 （同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非 該当）
医療扶助決定調書（廃止）	異議申立人に係る「指定医療機関名」、「医療種別」、「病類」、「傷病名」及び「備考」	条例第19条第1号、 第4号、第6号	分類7 [A・D]		開示 すべき	第5の10（条例第19条第6号非該当）、第5の12 （同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非 該当）
ケース記録票	医療機関等の職員の氏名	条例第19条第2号、 第6号	分類8 [A・E]		非開示 が妥当	第5の7(3)（条例第19条第2号該当）
給付要否意見書（所要経費概算見積書）	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第1号、 第3号、第4号、第 6号	分類9 [B・D]	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
精神疾患入院要否意見書	医療機関の代表者や事業を営む個人など法人等の印影	条例第19条第1号、 第3号、第4号、第 6号	分類9 [B・D]	本件情報B－1	非開示 が妥当	第5の9(2)イ（条例第19条第3号該当）
医療要否意見書	担当医師（主治医）の個人の印影	条例第19条第1号、 第3号、第4号、第 6号	分類9 [B・D]	本件情報B－2	非開示 が妥当	第5の9(2)ウ（条例第19条第2号該当）
精神疾患入院要否意見書	担当医師（主治医）の個人の印影	条例第19条第1号、 第3号、第4号、第 6号	分類9 [B・D]	本件情報B－2	非開示 が妥当	第5の9(2)ウ（条例第19条第2号該当）

文書名	非開示とした情報の内容	実施機関が主張する 非開示理由	分類		参考	
					当審議会の結論	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
医療可否意見書	異議申立人の「傷病名」、「主要症状及び今後の診療見込」及び「症状からみた稼働能力の程度（15歳～64歳の入院外の場合）」	条例第19条第1号、第3号、第4号、第6号	分類9 [B・D]	本件情報B－4	開示すべき	第5の9(2)オ（条例第19条第3号非該当）、第5の10（同条第6号非該当）、第5の12（同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非該当）
給付可否意見書（所要経費概算見積書）	異議申立人の「傷病名」及び「傷病の程度及び給付を必要とする理由」	条例第19条第1号、第3号、第4号、第6号	分類9 [B・D]	本件情報B－4	開示すべき	第5の9(2)オ（条例第19条第3号非該当）、第5の10（同条第6号非該当）、第5の12（同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非該当）
精神疾患入院可否意見書	異議申立人の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去6か月間の病状又は状態像の変化の概要」、「現在の症状又は状態像」、「入院外医療が困難な理由」及び「医学的総合判定」	条例第19条第1号、第3号、第4号、第6号	分類9 [B・D]	本件情報B－4	開示すべき	第5の9(2)オ（条例第19条第3号非該当）、第5の10（同条第6号非該当）、第5の12（同条第1号非該当）、第5の13（同条第4号非該当）
医療可否意見書	異議申立人以外の個人の「傷病名」、「主要症状及び今後の診療見込」、「症状からみた稼働能力の程度（15歳～64歳の入院外の場合）」及び担当医師の個人印の印影	条例第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号	分類10 [B・D・E]		非開示が妥当	第5の7(4)（条例第19条第2号該当）
領収書	実施機関の職員の印影	条例第19条第2号、第3号	分類11 [B・E]	実施機関の職員の印影	開示すべき	第5の7(5)（条例第19条第2号ただし書ア該当、同条第3号非該当）
給付完了報告書	異議申立人以外の個人の保護決定等に関する情報	条例第19条第2号、第3号	分類11 [B・E]	実施機関の職員の印影を除く情報	非開示が妥当	第5の7(5)（条例第19条第2号該当）
領収書	実施機関の職員の印影以外の情報	条例第19条第2号、第3号	分類11 [B・E]	実施機関の職員の印影を除く情報	非開示が妥当	第5の7(5)（条例第19条第2号該当）
医療扶助決定調書（開始）	異議申立人以外の個人の「傷病名」	条例第19条第1号、第2号、第4号、第6号	分類12 [D・E]		非開示が妥当	第5の7(6)（条例第19条第2号該当）

開示すべき部分			参考	
頁	文書名	内容	分類	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
1 及び 3 頁	入・退院報告書	医療機関の所在地及び代表者氏名	分類 5 [E] (本件情報 E-2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く)	第 5 の 7 (2) ウ (条例第 19 条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当)
7 及び 59 頁	病状・就労状況表	異議申立人の「前年度からの変化」及び「現在の病状」	分類 1 [A]	第 5 の 11 (2) (条例第 19 条第 6 号非該当)
17 頁	紹介状	医師への敬意を表す宛名書き	分類 3 [C]	第 5 の 11 (3) (条例第 19 条第 6 号非該当)、第 5 の 13 (同条第 4 号非該当)
21 頁	回答書	異議申立人に係る「診断名及び今後の方針」	分類 3 [C]	第 5 の 11 (3) (条例第 19 条第 6 号非該当)、第 5 の 13 (同条第 4 号非該当)
43 頁	請求書	医療機関等の金融機関の名称、支店名称、預金種別及び口座名義	分類 5 [E] (本件情報 E-2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く)	第 5 の 7 (2) ウ (条例第 19 条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当)
49 頁	診察料・検査料請求書	医療機関の所在地、電話番号・ファクシミリ番号、医療機関の金融機関の名称、支店名称、預金種別及び口座名義	分類 5 [E] (本件情報 E-2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く)	第 5 の 7 (2) ウ (条例第 19 条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当)
54 頁	診療状況について (照会)	医療機関の所在地	分類 5 [E] (本件情報 E-2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く)	第 5 の 7 (2) ウ (条例第 19 条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当)
61、104 及び 105 頁	診療状況について (回答)	異議申立人の「病名」、「病状等の参考事項」及び「労働できる範囲」	分類 4 [D]	第 5 の 10 (条例第 19 条第 6 号非該当)、第 5 の 12 (同条第 1 号非該当)、第 5 の 13 (同条第 4 号非該当)
61 及び 104 頁	診療状況について (回答)	医療機関の所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び代表者氏名	分類 2 [B] (本件情報 B-3)	第 5 の 9 (2) エ (条例第 19 条第 3 号非該当)
74 頁	給付可否意見書 (所要経費概算見積書)	医療機関の代表者氏名	分類 5 [E] (本件情報 E-2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く)	第 5 の 7 (2) ウ (条例第 19 条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当)

開示すべき部分			参考	
頁	文書名	内容	分類	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
74頁	給付可否意見書（所要経費概算見積書）	医療機関の所在地及び代表者氏名	分類 2 [B] （本件情報 B－3）	第 5 の 9 (2) エ（条例第19条第 3 号非該当）
77頁	生活保護費請求書	医療機関等の金融機関の名称、支店名称、預金種別及び口座名義	分類 5 [E] （本件情報 E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く）	第 5 の 7 (2) ウ（条例第19条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当）
170頁	ケース診断会議（兼三者会議）記録票	異議申立人以外の個人の氏名、年齢及び異議申立人との続柄	分類 5 [E] （本件情報 E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報）	第 5 の 7 (2) イ（条例第19条第 2 号ただし書ア該当）
174頁	F A X 送付状	医療機関の所在地及び電話番号・ファクシミリ番号	分類 5 [E] （本件情報 E－2 医療機関等の金融機関の口座番号を除く）	第 5 の 7 (2) ウ（条例第19条第 2 号非該当、同条第 3 号非該当）
175及び191頁	看護サマリー	医療機関職員の個人の印影	分類 2 [B] （本件情報 B－2）	第 5 の 9 (2) ウ（条例第19条第 3 号非該当、同条第 2 号ただし書ア該当）
176及び190頁	患者紹介状	異議申立人の「病名」及び「病歴概略」	分類 3 [C]	第 5 の 11 (3)（条例第19条第 6 号非該当）、第 5 の 13（同条第 4 号非該当）
177、178、192及び193頁	検査結果表	異議申立人の「検査項目」、「測定値」及び「単位 基準値」	分類 3 [C]	第 5 の 11 (3)（条例第19条第 6 号非該当）、第 5 の 13（同条第 4 号非該当）
207頁	ケース記録票	「記事」欄の14行目16文字目から22文字目までに記載されている情報	分類 5 [E] （本件情報 E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報）	第 5 の 7 (2) イ（条例第19条第 2 号ただし書ア該当）
212頁	領収書	実施機関の職員の印影	分類11 [B・E]	第 5 の 7 (5)（条例第19条第 2 号ただし書ア該当、同条第 3 号非該当）
221頁	ケース記録票	異議申立人の入院先・転院先	分類 1 [A]	第 5 の 11 (2)（条例第19条第 6 号非該当）

開示すべき部分			参考	
頁	文書名	内容	分類	結論に係る判断を述べている箇所及びその理由
223頁	給付可否意見書（所要経費概算見積書）	異議申立人の「傷病名」及び「傷病の程度及び給付を必要とする理由」	分類 9 [B・D] （本件情報 B－4）	第 5 の 9 (2) オ（条例第19条第 3 号非該当）、第 5 の10（同条第 6 号非該当）、第 5 の12（同条第 1 号非該当）、第 5 の13（同条第 4 号非該当）
234頁	ケース記録票	異議申立人の外泊許可終了時間	分類 1 [A]	第 5 の11(2)（条例第19条第 6 号非該当）
256頁	福祉用具販売・住宅改修にかかる請求書	株式会社の指定口座の種別	分類 2 [B] （本件情報 B－3）	第 5 の 9 (2) エ（条例第19条第 3 号非該当）
344頁	ケース記録票	異議申立人及び異議申立人以外の個人の氏名、並びに異議申立人の病名	分類 5 [E] （本件情報 E－1 異議申立人にとって既に明らかである情報）	第 5 の 7 (2) イ（条例第19条第 2 号ただし書ア該当）
363、386、397、410、423、435、447、450、454、459、465、484、490、497、509、513、519、530、546、551、567及び576頁	医療扶助決定調書（開始）	異議申立人に係る「指定医療機関名」、「医療種別」、「病類」及び「傷病名」	分類 7 [A・D]	第 5 の10（条例第19条第 6 号非該当）、第 5 の12（同条第 1 号非該当）、第 5 の13（同条第 4 号非該当）
364、366、378、388、391、395、404、411、424、427、436、451、455、460、462、466、486、488、492、499、511、515、521、532、536、538、548、553、559、571、577、579及び585頁	医療可否意見書	異議申立人の「傷病名」、「主要症状及び今後の診療見込」及び「症状からみた稼働能力の程度（15歳～64歳の入院外の場合）」	分類 9 [B・D] （本件情報 B－4）	第 5 の 9 (2) オ（条例第19条第 3 号非該当）、第 5 の10（同条第 6 号非該当）、第 5 の12（同条第 1 号非該当）、第 5 の13（同条第 4 号非該当）
387、398、409、422、441、446、448、449、453、458、464、483、496、501、508、518、529、545及び550頁	医療扶助決定調書（廃止）	異議申立人に係る「指定医療機関名」、「医療種別」、「病類」、「傷病名」及び「備考」	分類 7 [A・D]	第 5 の10（条例第19条第 6 号非該当）、第 5 の12（同条第 1 号非該当）、第 5 の13（同条第 4 号非該当）
442、443及び564頁	精神疾患入院可否意見書	異議申立人の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去 6 か月間の病状又は状態像の変化の概要」、「現在の症状又は状態像」、「入院外医療が困難な理由」及び「医学的総合判定」	分類 9 [B・D] （本件情報 B－4）	第 5 の 9 (2) オ（条例第19条第 3 号非該当）、第 5 の10（同条第 6 号非該当）、第 5 の12（同条第 1 号非該当）、第 5 の13（同条第 4 号非該当）
563頁	精神疾患入院可否意見書	異議申立人の「現在の入院形態」、「当院入院年月日（入院形態）」、「病名」及び「生活歴及び現病歴」	分類 4 [D]	第 5 の10（条例第19条第 6 号非該当）、第 5 の12（同条第 1 号非該当）、第 5 の13（同条第 4 号非該当）

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 13 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 5 月 23 日	諮問
平成 24 年 10 月 29 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 2 月 8 日	異議申立人から意見書の提出
平成 25 年 9 月 20 日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成 25 年 11 月 15 日	審議（論点整理）
平成 25 年 12 月 6 日	審議（論点整理）
平成 26 年 3 月 11 日	審議（論点整理）
平成 26 年 10 月 31 日	審議（論点整理）
平成 27 年 1 月 23 日	審議（論点整理）
平成 27 年 2 月 12 日	審議（論点整理及び答申案）
平成 27 年 3 月 9 日	審議（答申案）
平成 27 年 3 月 16 日	審議（答申案）
平成 27 年 4 月 22 日	審議（答申案）
平成 27 年 6 月 18 日	審議（答申案）
平成 27 年 7 月 2 日	審議（答申案）
平成 27 年 9 月 10 日	審議（答申案）
平成 27 年 10 月 15 日	審議（答申案）
平成 27 年 10 月 29 日	審議（答申案）
平成 28 年 3 月 24 日	審議（答申案）
平成 28 年 5 月 19 日	審議（答申案）
平成 28 年 7 月 5 日	審議（答申案）
平成 28 年 8 月 9 日	審議（答申案）
平成 28 年 9 月 2 日	審議（答申案）
平成 28 年 10 月 20 日	審議（答申案）
平成 28 年 11 月 16 日	審議（答申案）
平成 28 年 12 月 2 日	審議（答申案）
平成 29 年 1 月 25 日	審議（答申案）
平成 29 年 2 月 9 日	審議（答申案）
平成 29 年 3 月 24 日	審議（答申案）
平成 29 年 6 月 23 日	答申